

第九條
第十條
第十一條
第十二條
第十三條
第十四條
第十五條

者に對し、最終日給十五日分を支給し、一ヶ年を増す毎に日給一人を増すこと
 退職手当は六ヶ月未満四十五日分以上、一ヶ月を増す毎に一日分を加算す（三ヶ月未満ハ支給せざ）
 退職年当り一ヶ年以上一ヶ年以下勤務の者には日給十日分を支給すること、一ヶ年以上は十五日分一ヶ年を増す毎に一人を加算すること
 最終賃銀
 男十五才以上 八十錢
 女 七十錢

男二十才以上 一月八十錢
 女 一月二十錢

第拾一條
第拾二條

年一回の昇給を必ず断行すること（但し十才以上）
 公傷して作業不可能の場合日給一人を支給すること
 （下等ホム患者の治療に對しては費用全額を会社側に於て負擔すること）

第拾三條
第拾四條

減業の場合に相當の分増をすること
 年一回の慰安會を催すこと（若し不可能の場合は何等かの方法を以て慰安をすること）

第拾五條

各部長の意志を尊重すること